

第 1 平成 16 年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局（援護関係）

事 項	平成 15 年度 予 算 額	平成 16 年度 予 算 案	差 引 増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
援 護 関 係 合 計	68,638,086	62,347,226	△ 6,290,860	
（項）厚生労働本省	1,337,644	1,295,515	△ 42,129	
1 厚生労働本省一般行政に必要な経費	859,142	826,155	△ 32,987	
経 常 事 務 費	27,869	27,383	△ 486	
社会・援護局一般行政経費	831,273	798,772	△ 32,501	
戦没者遺骨処理等諸費	641,513	615,535	△ 25,978	1 遺骨収集等 566百万円 → 529百万円 ・遺骨収集 ①ビスマルク・ソロモン諸島 ⑤カザフスタン ②沖縄等 ⑥沿海地方 ③アムール ⑦モンゴル ④カズフカ ・慰霊巡拝 ①フィリピン ⑨沿海地方 ②パラオ ⑩イルクーツク ③ミャンマー ⑪アルタイ地方 ④東部ユーギニア ⑫レゾルブ地方 ⑤中国 ⑬ボジルス地方 ⑥硫黄島 ⑭ウズベキスタン ⑦ハバロフスク ⑮モンゴル ⑧チタ ・慰霊碑の補修工事 ①硫黄島戦没者の碑 ②比島戦没者の碑 ・慰霊碑の補修調査 ①第二次世界大戦慰霊碑 ②インド平和記念碑 ・小規模慰霊碑の建立
資料整備諸費	186,081	182,354	△ 3,727	1 旧軍関係人事等資料の整備 2 ソ連抑留関係者資料の整備
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	3,679	883	△ 2,796	2 戦没者遺骨のDNA鑑定 43百万円 → 45百万円 3 海外民間建立慰霊碑の調査 18百万円 → 18百万円 援護関係人事等資料の今後のあり方についての調査検討

事 項	平成15年度 予 算 額	平成16年度 予 算 案	差 引 増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
2 戦没者追悼式挙行等に必要な経費	383,496	381,178	△ 2,318	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 232百円 → 235百円 (10地域) (10地域) (うち、民間建立慰霊碑整理事業) 16百円 → 19百円 2 全国戦没者追悼式参列旅費 ・遺族代表 1,880人 → 1,880人 (1県 40人) (1県 40人) ・付添職員 94人 → 94人 (1県 2人) (1県 2人) 3 千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 41百円 → 35百円
3 戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	7,343	6,746	△ 597	
4 旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	87,663	81,436	△ 6,227	
(項) 遺族及留守家族等援護費	67,300,442	61,051,711	△ 6,248,731	
1 引揚者等援護事業に必要な経費	1,756,427	1,645,260	△ 111,167	
引揚者等援護事業に伴う経費	1,554,645	1,368,145	△ 186,500	1 永住帰国援護 (永住帰国者見込数) 102世帯 → 72世帯 469人 328人 うち樺太等 12世帯 → 12世帯 54人 54人 2 一時帰国援護 (一時帰国者見込数) 202世帯 → 202世帯 292人 292人 うち樺太等 122世帯 → 122世帯 169人 169人 3 肉親調査の継続 ・訪中調査対象者 306人 → 306人 ・訪日調査対象者 10人 → 10人 4 諸手当等の改善 ・身元引受人手当 @30,000円 → @31,000円 ・自立指導員手当 @ 7,300円 → @ 7,200円 ・自立支援通訳手当 @ 6,600円 → @ 6,500円 ・健康相談医手当 @13,770円 → @13,620円 ・身元未判明孤児調査員手当 @24,900円 → @24,900円

事 項	平成15年度	平成16年度	差 引 増△減額	備 考
	予 算 額	予 算 案		
	千円	千円	千円	
中国帰国者支援・交流センターに係る経費	201,782	277,115	75,333	1 九州センター（仮称）の開設 0 → 52万円 2 高齢帰国者向け日本語教室の開設 0 → 11万円
2 戦傷病者等の援護に必要な経費	1,735,368	1,615,047	△ 120,321	
戦傷病者特別援護経費	1,701,502	1,543,125	△ 158,377	1 戦傷病者等の労苦継承に係る調査検討の継続 18万円→ 50万円 2 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,500円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 189,000円 → 193,000円 3 事務委託費関係 ・戦傷病者相談員謝金 年額 24,900円 → 24,900円
未帰還者留守家族等援護経費	31,103	69,702	38,599	葬祭料 単価 189,000円 → 193,000円
未帰還者に関する特別措置経費	2,763	2,220	△ 543	
3 戦傷病者戦没者遺族等援護に必要な経費	63,148,019	57,110,271	△ 6,037,748	
援護審査会経費	1,823	1,803	△ 20	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	62,521,788	56,486,292	△ 6,035,496	戦没者遺族相談員謝金 年額 24,900円 → 24,900円
昭和館等に係る経費	624,408	622,176	△ 2,232	昭和館の運営等
4 戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	660,628	681,133	20,505	15' 法改正に係る妻特給、父母特給 処理件数 71,273件 → 98,000件

第2 平成16年度 援護関係主要行事予定表

主 要 行 事	15年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	16年1月	2月	3月	
[式 典]													
千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式		○(31日)											
全国戦没者追悼式					○(15日)								
援護事業功労者厚生労働大臣表彰								○(中旬)					
[慰霊事業]													
遺 骨 収 集			← →										
慰 霊 巡 拝					← →								
[中国孤児等対策]													
孤児情報公開(肉親情報収集)							← →						
訪日対面調査								↔					
肉親捜しに係る全国会議						○(下旬)							
自立指導員等専門研修会議(調整中)													
身元引受人・自立指導員合同研修会議(調整中)													
適応促進対策研修会												○調整中	
自立研修センター所長会議(調整中)													
日本語スーリング'担当講師研修会			○(下旬)										
都道府県初任者研修会		○(下旬)											
[事務打合せ等会議]													
援護事務主管課長会議												○(上旬)	
援護システム初任者研修会		← (中旬) (上旬) →											
戦傷病者IRシステム研修会(調整中)													
援護法・特給法等研修会							← →						

第3 昭和館について

昭和館は、戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦没者遺族を始めとする国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設である。

昭和館においては、常設展示室における実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を適宜開催している。また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

なお、開館以来の総入館者数は、平成16年1月末日現在で986,613人となっている。

(1) 施設の概要

ア 場所

東京都千代田区九段南1-6-1（電話：03-3222-2577）

イ 開館時間

午前10時～午後5時30分（入館は午後5時まで）

ウ 休館日

月曜日（祝日又は振替休日の場合はその翌日）、12月28日～1月4日、3月31日

エ 各階構成

- | | |
|------|---|
| 7・6階 | 常設展示室 |
| 5階 | 映像・音響室（映像・音響資料を検索端末を通じて提供） |
| 4階 | 図書室（戦中・戦後の国民生活の姿を伝える文献・図書の外、戦争に関する基本的図書、独自資料等を収蔵） |
| 3階 | 会議室、研修室（特別企画展の会場としても利用） |
| 2階 | 広場 |
| 1階 | 総合案内、事務室、上映室（戦中・戦後のニュース映画の上映） |

オ 運営

財団法人日本遺族会に委託して実施

(2) 常設展示室のリニューアルオープン

平成15年7月に常設展示室のリニューアルを実施したところであるが、これは、小中学生等の若年層を含めた来館者の理解を促進し、後世代への労苦継承を一層充実するために、昭和館のメイン・テーマである「母と子の戦中・戦後」を継承しつつも、より分かりやすい内容に変更したものである。

(3) 特別企画展の開催状況

これまでの特別企画展の開催状況は、昭和館における特別企画展13回（この外、企画展として1回）、地方特別企画展4回となっている。

このうち、地方特別企画展については、平成15年度は徳島県及び福岡県において開催しているが、平成16年度は滋賀県及び新潟県において開催する予定であるため、この機会に地方在住の方々にご来場いただきたく、関係機関に広報等の協力をしていただけるようお願いしたい。

(4) 昭和館ホームページ

広報活動の一環として、昭和館ホームページ（<http://www.showakan.go.jp>）を開設するとともに、その内容を適宜更新している。

(5) 昭和のくらし研究の発行

昭和館の設立趣旨である「戦中・戦後の労苦を後世代に伝える」事業の一環として、専門家やその時代の経験者に執筆を依頼し、「昭和のくらし研究」第1号を平成14年12月に発刊したところであり、平成16年3月には第2号を発刊する予定である。

第4 戦傷病者特別援護法関係統計表

1 戦傷病者手帳の交付（第4条）

軍人軍属等で公務上の傷病により一定程度の障害を有する者等に交付

交付人員 61,750人（平成15年4月1日現在）

2 療養の給付又は療養費の支給（第10条、第17条）

公務上の傷病につき療養を必要とする者に給付（支給）

療養患者数 1,797人（平成15年4月1日現在）

3 療養手当の支給（第18条）

1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給
（月額29,500円）

受給者 12人（平成15年4月1日現在）

4 葬祭費の支給（第19条）

療養の給付を受けている者が死亡した場合にその遺族に支給（189,000円）

支給件数 53件（平成14年度）

5 更生医療の給付（第20条）

職業能力等の回復、向上のための手術が必要な者に給付

給付件数 0件（平成14年度）

6 補装具の支給及び修理（第21条）

一定程度以上の障害を有する者に義肢、車椅子等を支給（修理）

支給修理件数 1,118件（平成14年度）

7 国立保養所への収容（第22条）

重度戦傷病者の国立保養所への収容

入所者数 2人（平成14年度）

8 旅客会社等の乗車船についての無賃取扱い（第23条）

障害の程度により一定回数の旅客会社等の乗車船について無賃扱いにする
（予算措置は国土交通省）

乗車券引換証交付人員 48,426人（平成14年度）

9 戦傷病者相談員（第8条の2）

戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護のために必要な指導を行う
（謝金 年額24,900円）

戦傷病者相談員数 926人（平成15年10月1日現在）

第 5 中国残留邦人等の数

(1) 中国残留邦人の状況 (平成16年1月1日現在)

① 孤児の肉親調査

孤児総数	2,783人
うち身元判明者	1,275人
調査依頼件数	95件

② 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	6,242世帯 (家族を含めた総数 19,981人)
うち孤児	2,469世帯 (" 9,025人)
うち婦人等	3,773世帯 (" 10,956人)

(注) 孤児世帯の中に孤児夫婦が3世帯いるので、孤児の帰国総数は
2,472人である。

③ 中国に残る者 550人

うち孤児	311人
うち婦人等	239人

(注) 上記のうち、永住帰国旅費国庫負担を申請中の者は
65人である。

(ただし、転居等で連絡のつかない者が含まれている。)

④ (ウ)のうち永住帰国を希望する者数 (推計)

	442人
うち孤児	282人
うち婦人等	160人

⑤ 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	5,402人 (家族を含めた総数 8,926人)
うち孤児	1,048人 (" 2,066人)
うち婦人等	4,354人 (" 6,860人)

(注) 一時帰国者の中には、

再一時帰国者 1,174人 (孤児281人) が含まれている。

(2) 樺太等残留邦人の状況 (平成16年1月1日現在)

① 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	52世帯	(家族を含めた総数	157人)
うち樺太	41世帯	(128人)
うち旧ソ連本土	11世帯	(29人)

(注) 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である親族が4人いるので、残留邦人の帰国総数は56人である。

② 樺太等に残る者

453人

(注) 上記のうち、永住帰国旅費国庫負担を申請中の者は10人である。

③ (イ)のうち永住帰国を希望する者数(推計)

89人

④ 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	1,385人	(家族を含めた総数	1,825人)
うち樺太	1,247人	(1,606人)
うち旧ソ連本土	138人	(219人)

(注) 一時帰国者の中には、再一時帰国者907人が含まれている。

第6 中国帰国者等に係る帰国から定着自立までのフローチャート

平成16年度



第7 中国帰国者の年度別帰国状況
(昭47. 9. 29日中国交正常化後)

平成16年1月1日

区分 年度	永住帰国者						一時帰国者					
			うち残留孤児		うち残留婦人等				うち残留孤児		うち残留婦人等	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
昭47	19	57	0	0	19	57	0	0	0	0	0	0
昭48	70	143	0	0	70	143	48	67	0	0	48	67
昭49	182	383	1	5	181	378	587	860	0	0	587	860
昭50	179	515	9	30	170	485	912	1,437	14	29	898	1,408
昭51	112	359	12	43	100	316	479	725	31	63	448	662
昭52	73	255	13	56	60	199	282	458	20	38	262	420
昭53	100	280	20	74	80	206	233	400	34	67	199	333
昭54	142	470	24	80	118	390	272	510	37	84	235	426
昭55	173	596	26	110	147	486	211	437	42	118	169	319
昭56	193	681	37	172	156	509	176	400	51	140	125	260
昭57	156	554	30	120	126	434	119	292	42	128	77	164
昭58	168	626	36	154	132	472	104	233	44	104	60	129
昭59	133	475	35	155	98	320	76	170	31	87	45	83
昭60	169	626	56	258	113	368	74	164	38	104	36	60
昭61	281	1,014	159	645	122	369	51	108	29	70	22	38
昭62	377	1,424	272	1,094	105	330	90	171	62	117	28	54
昭63	365	1,353	267	1,097	98	256	116	190	38	79	78	111
平元	343	1,174	218	831	125	343	112	138	25	38	87	100
平2	326	929	181	604	145	325	200	249	24	31	176	218
平3	278	750	145	463	133	287	139	167	13	18	126	149
平4	283	650	120	353	163	297	120	150	3	4	117	146
平5	318	638	115	285	203	353	145	196	17	22	128	174
平6	322	870	100	245	222	625	92	139	26	39	66	100
平7	399	1,229	91	259	308	970	128	220	54	96	74	124
平8	349	1,136	110	325	239	811	132	252	72	141	60	111
平9	240	914	108	407	132	507	119	207	67	118	52	89
平10	160	622	94	380	66	242	84	147	59	99	25	48
平11	108	440	65	266	43	174	66	119	36	63	30	56
平12	86	322	53	216	33	106	61	77	39	45	22	32
平13	68	272	38	164	30	108	67	84	46	51	21	33
平14	37	141	22	90	15	51	70	101	38	50	32	51
平15	33	83	12	44	21	39	37	58	16	23	21	35
計	6,242	19,981	2,469	9,025	3,773	10,956	5,402	8,926	1,048	2,066	4,354	6,860

注1 帰国者のうち中国残留孤児2469世帯の中には、孤児夫婦が3世帯いるので、孤児の帰国総数は2472人である。

注2 一時帰国者の中には、再一時帰国者 1,174人（うち孤児281人）が含まれている。

第7 樺太等帰国者の年度別帰国状況
(平成元年度以降)

平成16年1月1日

区分 年度	永住帰国者						一時帰国者											
			うち樺太		うち旧ソ連本土				うち樺太		うち旧ソ連本土		うち再一時帰国者					
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平元	0	0	0	0	0	0	7	11	7	11	0	0	-	-	-	-	-	-
平2	0	0	0	0	0	0	50	54	49	53	1	1	-	-	-	-	-	-
平3	1	1	1	1	0	0	108	119	106	117	2	2	-	-	-	-	-	-
平4	1	1	1	1	0	0	126	149	116	135	10	14	-	-	-	-	-	-
平5	2	2	0	0	2	2	7	10	3	4	4	6	3	4	2	3	1	1
平6	3	6	2	5	1	1	47	48	44	45	3	3	6	6	6	6	0	0
平7	0	0	0	0	0	0	169	195	159	183	10	12	113	136	111	134	2	2
平8	6	15	4	13	2	2	146	182	132	159	14	23	123	155	112	136	11	19
平9	3	5	3	5	0	0	115	158	106	144	9	14	98	138	94	131	4	7
平10	7	25	7	25	0	0	103	151	91	131	12	20	93	140	82	122	11	18
平11	11	43	9	34	2	9	108	153	98	135	10	18	102	145	95	132	7	13
平12	8	23	6	16	2	7	107	160	93	136	14	24	99	149	89	131	10	18
平13	3	14	2	9	1	5	98	156	79	123	19	33	87	141	71	112	16	29
平14	3	12	3	12	0	0	111	159	101	141	10	18	108	155	99	139	9	16
平15	4	10	3	7	1	3	83	120	63	89	20	31	75	111	62	88	13	23
合計	52	157	41	128	11	29	1,385	1,825	1,247	1,606	138	219	907	1,280	823	1,134	84	146

(注)永住帰国者52世帯の中には、残留邦人である親族が4人いるので、残留邦人の帰国総数は56人である。

第8 中国帰国者等の都道府県別定着状況

(平成16年1月1日現在)

都道府県	人	世帯員	都道府県	人	世帯員
北海道	225 (35)	758 (107)	京都府	157	472
青森県	99 (4)	338 (13)	大阪府	434	1,323
岩手県	87	294	兵庫県	153	465
宮城県	133 (3)	423 (8)	奈良県	40	126
秋田県	48	167	和歌山県	26	83
山形県	141	511	鳥取県	14 (1)	53 (1)
福島県	150	498	島根県	36	104
茨城県	57	166	岡山県	60	188
栃木県	92	247	広島県	156	506
群馬県	96	339	山口県	42	116
埼玉県	265 (2)	876 (11)	徳島県	16	43
千葉県	204 (1)	675 (1)	香川県	53	162
東京都	1,207 (3)	3,856 (8)	愛媛県	39	133
神奈川県	395	1,384	高知県	84	238
新潟県	77	222	福岡県	181	616
富山県	21 (1)	56 (1)	佐賀県	41	132
石川県	37	108	長崎県	103	290
福井県	23	70	熊本県	95	284
山梨県	81	278	大分県	50	178
長野県	411	1,299	宮崎県	36	82
岐阜県	109	312	鹿児島県	137 (1)	450 (6)
静岡県	74	227	沖縄県	20	74
愛知県	225	701	定着促進センター	8 (1)	22 (1)
三重県	31	115	計	6,294	20,138
滋賀県	25	78		(52)	(157)

(注1) 上記は日中国交正常化(昭和47年9月29日)後の帰国者数であり、帰国時(定着促進センター入所者については退所時)における居住地による状況である。

(注2) 上記()の数字は樺太等残留邦人の都道府県別定着状況数であり内数である。

第9 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター
一覧

平成16年1月1日現在

○中国帰国者定着促進センター

名 称	場 所	開 設 年 月 日
中国帰国者定着促進センター	〒359-0042 所沢市並木6-4-2	昭59.2.1
大阪中国帰国者定着促進センター	〒533-0024 大阪市東淀川区柴島3-10-19	昭62.4.1
福岡中国帰国者定着促進センター	〒811-2102 粕屋郡宇美町大字炭焼1383-1	昭62.7.1

○中国帰国者自立研修センター

北海道中国帰国者自立研修センター	〒060-0003 札幌市中央区北3-西18 北海道庁西18丁目別館	平 7.10.2
山形県中国帰国者自立研修センター	〒990-2321 山形市桜田西4-5-7	昭63.7.23
埼玉県中国帰国者自立研修センター	〒336-0022 さいたま市北浦和5-6-5 埼玉県浦和地方庁舎4階	昭63.6.1
千葉県中国帰国者自立研修センター	〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	昭63.10.1
東京都中国帰国者自立研修センター	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都セントラルプラザ5階 東京都社会福祉協議会内	昭63.7.1
神奈川県中国帰国者自立研修センター	〒253-0031 茅ヶ崎市富士見町9-39 国際女子研修センター内	昭63.6.1
長野県中国帰国者自立研修センター	〒380-0936 長野市岡田町70 日中友好センター内	昭63.6.23
愛知県中国帰国者自立研修センター	〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-40 カジウラテックスビル	昭63.6.1
京都府中国帰国者自立研修センター	〒602-8143 京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町 519 京都社会福祉会館内	昭63.6.24
大阪府中国帰国者自立研修センター	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54	昭63.6.1
広島県中国帰国者自立研修センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	昭63.7.21
福岡県中国帰国者自立研修センター	〒810-0044 福岡市中央区六本松1-2-22	昭63.7.1

○中国帰国者支援・交流センター

名 称	場 所	開 設 年 月 日
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階	平13.11.1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13.11.1

第10 中国帰国者等に対する県単事業一覧

(H15. 6. 1)

都道府県	日本語教室			高校入試等の特別処 置	生活相談室	関係部局連 絡会議	見舞金支給	独自の指導 員派遣	帰国者向け 懇談会等	
	教室数	実施主体								
		都道府県	市区町村							民間団体
1 北海道	2			2	△	○△	○	○	○	
2 青森	3	3			△			○		
3 岩手	4	4					○	○		
4 宮城	0					○		○		
5 秋田	23		16	7	△			○		
6 山形	3	3			△	○	○	○	○	
7 福島	0							○		
8 茨城	1			1		△		○	○	
9 栃木	0				○			○		
10 群馬	4			4		○		○		
11 埼玉	0					△		○	○	
12 千葉	0				○	○		○		
13 東京	6		1	6	○	○△	○	○	○	
14 神奈川	1			1	○	○△	○	○		
15 新潟	4		1	3				○		
16 富山	0							○		
17 石川	1			1				○	○	
18 福井	1			1	○			○		
19 山梨	1	1			○			○	○	
20 長野	15	1	13	2	○△	△		○	○	
21 岐阜	0					○		○	○	
22 静岡	0							○		
23 愛知	4			4	○	△				
24 三重	0							○		
25 滋賀	0				△	△		○	○	
26 京都	0				○	△	○	○	○	
27 大阪	2			2	○	△	○	○		
28 兵庫	5			5	△	△	○	○	○	
29 奈良	4	4			○	△		○		
30 和歌山								○		
31 鳥取	0							○		
32 島根	0							○		
33 岡山	2	2						○		
34 広島	3	3			○		○	○		
35 山口								○		
36 徳島	0						○	○		
37 香川	0				△			○	○	
38 愛媛	0				△					
39 高知	2	2				○		○		
40 福岡	2		1	1		○		○		
41 佐賀	4	4			○	△		○	○	
42 長崎	1	1				○	○	○		
43 熊本	1			1		○		○		
44 大分	1			1				○		
45 宮崎	1			1				○	○	
46 鹿児島	1	1					○	○		
47 沖縄	1	1			△			○		
合計	103	30	32	43	○13△10	○12△13	12	45	12	8

(注) 1 高校入試等の特別措置欄の△の県は、特別措置制度は無いが、その都度、関係機関と協議の上、特別措置を行っている県である。

2 生活相談室欄の△の県は、中国帰国者専用の相談室は無いが、中国帰国者も利用できる外国人のための生活相談窓口等を設けている県である。